

令和 2 年度

契 約 番 号	第73-21-00010号		
件 名	定山溪浄水場計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 3月 6日	午後 2時 20分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,980,000 円 入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

(单位: 円)

[illegible]

(備考) 債務負擔行為



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名 定山溪浄水場計算機設備保守業務

2 業 者 名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、
システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行う
には、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必
要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有して
いること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなけれ
ば対応は不可能である。

本業務では、製造者の技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変
換精度調整)・良否判断を求めている。

当該システムは、横河電機株式会社がハード・ソフト共に製作し、総代理
店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分
が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社で
は詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記業者はシステム管理
のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可
能である。

以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断
されるため。

令和 2 年度

(単位：円)

(備考) 債務負擔行為



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

1 件 名 藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業㈱北海道支社

3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは 24 時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機㈱がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するため。

令和 2 年度

契 約 番 号	第73-21-00011号		
件 名	白川浄水場計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 3月 6日 午後 2時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	7,040,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

(単位：円)

[illegible]

(備考) 債務負擔行為



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1.件 名 白川浄水場計算機設備保守業務

2.業 者 名 美和電気工業(株) 北海道支社

3.特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。
当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ白川浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。
本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に作製し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。
したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4.根拠規定 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号に該当すると判断されるため。

令和 2 年度

(単位：円)

(備考) 債務負擔行為



業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することとしたい。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 件 名 | 水源水質監視装置保守点検業務 |
| <hr/> | |
| 2 業 者 名 | 美和電気工業株式会社 北海道支社 |
| <hr/> | |
| 3 特定理由 | <p>本業務で保守点検を委託する水源水質監視装置は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。
この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。</p> <p>この監視装置は、横河電機株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている監視装置の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。</p> <p>上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該監視装置の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。</p> <p>以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。</p> |
| <hr/> | |
| 4 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

令和 2 年度

(単位：円)

(備考) 債務負擔行為



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することとする。

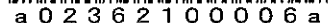
記

- 1 件 名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 業 者 名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。
給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。
本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。
以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 2 年度

(単位：円)

(備考) 債務負擔行為



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名 配水センター計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業(株)北海道支社

3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは 24 時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。

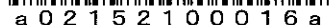
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するため。

令和 2 年度

(単位：円)

單價契約
債務負擔行為



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 水道料金等のクレジット収納に係る情報処理業務
- 2 業者名 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 3 特定理由 当業務は、クレジットカード支払い申込書の情報をもとに、データベースを作成し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納などのクレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行い、また、個人情報記載された申込書等の管理・保管業務もあわせて行う業務である。

当業務を履行するには、以下の仕様を備えた情報処理システムを保有し、20 万件以上にも及ぶ個人情報記載された申込書等の厳重な保管及び管理体制の確立が必須であり、また、事故・障害が発生しても迅速に対応できることが求められる。

- ①当局が契約するすべてのクレジットカード会社のシステムとのデータ連携が可能であること。
- ②当局が保有する上下水道料金オンラインシステムのクレジット収納機能に係るデータ（登録・請求・消込等）と連携が可能であること。
- ③当局の電算スケジュール等に適宜対応が可能であること。

上記業者は、クレジット収納業務開始当初から当業務を受託しており、当局の仕様に对应できる情報処理システムを保有し、当業務を安全、かつ、継続的に履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。

- 4 根拠規定 「地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号」に該当すると判断されるため。